

令和2年度第5回小高区地域協議会会議録

1 日 時：令和2年11月16日（月）
午後3時00分～5時20分
2 場 所：浮舟文化会館 研修室

【出席委員名 10名】

会長	林 勝典	委員	西山 喜代子
副会長	阿部 貞康	委員	堀内 洋伯
委員	橘 由美子	委員	飯塚 宏
委員	小林 友子	委員	室原 真二
委員	今村 秀身	委員	杉 重典

【欠席委員名 5名】

委員	本田 博信	委員	末永 義人
委員	田中 由里子	委員	半谷 恵美子
委員	小牛田 一男		

【説明職員等】

小高区役所長	山田 利廣
小高区地域振興課長	根本 剛実
小高区地域振興課自治振興担当係長	木幡 琴絵
小高区地域振興課副主査	大場 優（書記）
小高区地域振興課主事	岡田 智樹
小高区市民総合サービス課長	渡辺 和宣
教育総務課長	大石 雄彦
教育総務課総務係長	加藤 安恵子
社会福祉課	木幡 ゆかり
社会福祉課障がい福祉係長	小林 英美子
長寿福祉課長	山田 祐子
長寿福祉課地域包括ケアシステム推進係長	波多野 秀典
中央図書館長	石川 智浩
中央図書館副館長	齋藤 亜記子
中央図書館司書	佐藤 美希
小高診療所事務課長	大井 真澄
小高診療所事務課総務係長	安部 良一

1. 開会

○事務局

只今より令和2年度第5回小高区地域協議会を開会いたします。本日、地域協議会委員15名中、10名の出席ということで、過半数を超えております。協議書10(2)により、本日の会議は成立しております。最初に、林会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長あいさつ

会長よりあいさつ

3. 議事

○事務局

議事の進行については、規定により、会長が会議の議長となります。林会長、よろしくお願ひいたします。

(1) 会議録署名人の指名

○会長

会議録署名人は、飯塚 宏 委員、室原 真二 委員の2名にお願いします。

(2) 諒問事項

諒問事項①

小高区自治振興基金の活用について

○会長

諒問事項を議題といたします。担当課の説明に入ります前に、市長諒問書の提出があります。

○事務局

市長が別公務のため、小高区役所長から諒問を行います。

(小高区役所長 諒問書読み上げ)

○会長

担当課の説明をお願いします。

教育総務課 資料5により説明

○会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願ひいたします。

○今村委員

資料5の2ページの『(2)事業費内訳』と『(3)小高区自治振興基金充当予定額(694千円)の算出内訳』の違いについて、再度ご説明いただきたい。

○教育総務課

『(2)事業内訳』は、今回の運動着購入事業補助金にかかる事業費として、853,120円を記載しております。

今回、現福浦小学校・現金房小学校・現鳩原小学校の児童の運動着については、平成26年4月に東日本大震災による津波被害で鹿島小学校に統合となった、真野小学校の児童に対し行った運動着等購入費助成の経過を踏まえ、他の財源をもって助成いたします。運動着の買い替えとならない、現小高小学校の児童と令和3年度に入学予定の児童の運動着購入助成については、小高区自治振興基金を用いて助成を行うものとして、『(3)小高区自治振興基金充当予定額(694千円)の算出内訳』に詳細を記載しております。

○阿部副会長

今の話にあった「他の財源」とは、市の一般財源なのですか。

○教育総務課

今現在、財政課と協議した中で「みらいへつなぐ復興基金」を充当する予定としております。

○阿部副会長

これから、原町区・鹿島区でも学校の統合があった場合、それぞれの自治振興基金を充当していく形になるのでしょうか。

○教育総務課

今後については統合のあり方、どちらかの学校に統合されるのか、まったく新しい学校として開校するのかという事や、その中で立ち上がる統合準備協議会の中で、どのような話が出るかにもよります。制服・運動着については私費負担というのが、教育委員会の基本的な考え方であります。その中で、真野小学校や小高区4小学校についてはそれぞれ東日本大震災の影響という事情を鑑み、今回のような対応となっておりますが、今後統合していく学校への対応についてどのような判断をしていくかは、具体的にお答えはできない状況です。

○阿部副会長

以前の会議の中で、制服購入等の補助については小高区自治振興基金で小高区地域振興課の予算、残りは教育費の中で組むという事だったのですが、今回、併せて854千円支出するという事で、閉校準備協議会に700万～800万円の補助金があると思うが、今回の補助金はそこに含まれるのですか。それとは別に計上されるのですか。

○教育総務課

今回の854千円については、閉校準備補助金とは別建てで計上いたします。

○阿部副会長

それはどこに対する補助金となるのでしょうか。

○教育総務課

小高区4小学校のPTAへの補助金となります。

○会長

ほかに、意見・質問はございませんか。なければ、答申のまとめに入ります。「小高区自治振興基金の活用について」は妥当と判断します。異議はありませんか。

(異議なし)

では原案は妥当であると答申いたします。

(会長 答申書読み上げ、区役所長へ手渡し)

○会長

それでは、諮問事項については終了とします。

(2) 報告事項

報告事項①

南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例の制定に係るパブリックコメント手続きの実施について

○会長

次に、報告事項①『南相馬市手話言語の普及及び障がい者コミュニケーション支援条例の制定に係るパブリックコメント手続きの実施について』を議題といたします。担当課の説明をお願いいたします。

社会福祉課 資料2により説明

○会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいいたします。

○堀内委員

資料1-1の3ページ、『8.(参考)聴覚障がい者に対するアンケート調査について』ですが、聴覚障害の身体障害者手帳所持者225名のうち回答者77名のことですが、こちらは対面での調査ですか。書面による調査ですか。

○社会福祉課

今回は郵送でアンケートを送付し、返信用封筒で回答を送っていただく方法で実施をしております。

○会長

少し回答率が低いですね。

○西山委員

今回アンケートを実施した、身体障害者手帳を所持している225名の方のうち、どのくらいの方が就労をされているのか、わかれれば教えていただきたい。

○社会福祉課

就労状況までは調査をしていないのですが、今回調査をした225名のうち85.7%の方が65歳以上となっております。実際に、働かれる年齢の方については15%程度となりますので、その中で就労されている方については、さらに少ない割合になるかと思います。

○西山委員

この条例はとても大切なことだと思うのですが、「コミュニケーション支援」の先には、親が亡くなった後などに自立した生活を行う為の「自立支援」が必要かと思いますので、その辺も考慮していただければと思います。

○会長

85.7%が高齢者というのは、震災によって若い人がいなくなっているということなのでしょうか。若い身体障がい者の方がいないというわけではないと思うのですが。

○社会福祉課

聴覚障がい者については、高齢による難聴の方が大部分を占めています。そうではない聴覚障がいの方もいらっしゃるのですが、数十人程度となっております。

○堀内委員

それを把握しているのであれば、高齢による難聴ではなく、「市には何%の聴覚障がいの手帳所持者の方がいらっしゃいます」という、割合がわかるデータの記載があつてもよいのではないかと思います。

○社会福祉課

障がい者の統計データや障がい者施策全体に対するアンケート調査は、今回のアンケート調査ではなく、次の報告でご説明させていただく障がい者計画のために実施しており、そちらについては回答率も62%程度となつ

ております。アンケート内容としては、就労のことなどについても触れております。聴覚障がい者に特化してアンケートを行った背景としては、今回の条例が「手話言語条例でよいのか。補聴器を使っている方については口話や筆談など、手話以外のものを含めるべきではないか」という検討資料とするために実施したものであります。ですので、内容もコミュニケーション支援に特化したものとなっております。

○会長

他に意見・質問はありませんか。それでは報告事項①を終了します。

報告事項②

第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係るパブリックコメント手続きの実施について

○会長

次に、報告事項②『第6期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の策定に係るパブリックコメント手続きの実施について』を議題といたします。担当課の説明をお願いいたします。

社会福祉課 資料2により説明

○会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいいたします。

○阿部副会長

この3つの計画がどのような位置づけになるのかということを、市民の方にお知らせしないとわからないと思います。計画の内容も、第6期障がい者計画については、全体的なことを網羅していて、次に障がい者の個別の行動計画については障がい福祉計画・障がい児福祉計画に定めているわけですよね。

○社会福祉課

障がい者生活全般については、障害者基本法に基づき「障がい者計画」に定められており、障害者総合支援法に書かれている各サービスに

関する行動計画が「第6期障がい福祉計画」に定められています。こちらは概ね18歳以上の方を対象とした内容です。児童福祉法に書かれている各サービスに関する行動計画が「第2期障がい児福祉計画」となっています。

○阿部副会長

法律に基づいて「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」に分けられていると思いますが、先ほどご報告いただいた「コミュニケーション支援条例」についても、支援をするという事については大人も子供も一緒ですよね。市役所の皆さんお仕事をするときに、わざわざ「これはこの法律に基づいて事業をしています」ということは考えていないですね。

○社会福祉課

障がい者計画は市がどういった事業をするか、例えば先ほどご報告した「コミュニケーション支援条例」を制定する、というところがそれにあたります。障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、介護保険で言うところの介護サービスにあたる部分をどれだけ使うか、というサービス業的な部分を定めるというすみ分けになっており、一般の方にはわかりにくい部分があるかと思います。

○会長

他に質問はありませんか。それでは報告事項②を終了します。

報告事項②

南相馬市高齢者総合計画（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について

○会長

次に、報告事項③『南相馬市高齢者総合計画（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について』を議題といたします。担当課の説明をお願いいたします。

長寿福祉課 資料3により説明

○会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願ひいたします。

○堀内委員

素案の5ページに記載されている「(2)専門部会の設置」の5つの専門部会について、概要版の方にも記載していただいた方がよいと思います。

○長寿福祉課

只今のご意見を踏まえまして、追記するようにします。

○今村委員

3つの基本目標については理解できるが、現状3名に1名は寝たきりになると言われている。家庭介護が容易でない中で、施設に入れないという状況が問題になっている。そういう中で「明るく元気に生き生きと生活する」という事が重要なのではなく、介護の部分が重要なのではないでしょうか。

○長寿福祉課

まさに今お話をいただいた件については重要な部分でありまして、素案の97ページ「第4章 介護保険制度の安定的な運営と適切なサービスの提供」に記載をしております。施設の入所関係についても、介護サービスの一環という事で、入居できるベッド数はあるのに介護職員の不足で受け入れることができない、といった問題を解消するために、介護職員の研修を無料で行うなど、入居できる人数が増えるように対応していきたいと思っておりますし、施設についても今後増やすしていくための取組をしていきたいと思っております。

○今村委員

自由業の人は、お金が高くて特別養護老人ホームに入居できない。そういう人をどうやって支援していくのかというのも問題。子どもの援助があればなんとかなるが、国民年金では施設に入居することができないのが現実。小高については高齢化率48%なので深刻な問題です。

○長寿福祉課

特別養護老人ホーム入居の際の金額については、個人の所得に応じて変わってくるところで、まったく所得のない生活保護の方についても入居するこ

とができます。ただ、身寄りがない方も多数おりまして、その場合は行政が関わって手続きをしております。このようなケースが増えているため、市の体制を強化して迅速に対応していかなければならぬと認識しております。

○阿部副会長

概要版の『1 計画策定の背景と趣旨』の4行目の、「このような状況の中、令和7年、令和22年に～」とあるが、なぜ突然この年が出てくるのか分かりにくい。素案を見れば、3ページの『1 計画策定の背景と趣旨』のところに、「わが国では、令和7(2025)年には団塊の世代が～」「さらには令和22(2040)年に団塊ジュニアが～」と記載があるので理解できます。概要版にも、同じように入れたほうがわかりやすいかと思います。

○長寿福祉課

只今のご意見を踏まえまして、追記するようにします。

○会長

他に質問はありませんか。それでは報告事項③を終了します。

報告事項④

第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について

○会長

次に、報告事項④『第三次南相馬市子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメント手続きの実施について』を議題といたします。担当課の説明をお願いします。

中央図書館 資料4により説明

○会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいたします。

○西山委員

資料4-3の18ページに記載されている取り組みについてですが、『④日本語以外の言語によるおはなし会の開催』と『⑤小中学校における朝読書の

実施』については、それぞれどのくらい実施されているのかお伺いしたい。

○中央図書館

『⑤小中学校における朝読書の実施』については、資料4-3の24ページに記載されております通り、令和元年実績で95.2%となっており令和8年までに100%を目標としております。

『④日本語以外の言語によるおはなし会の開催』については、中央図書館で年に2回、英語と日本語で比較できるような形でのおはなし会を開催しております。

○西山委員

こちらは自主的に参加してもらう形で行っているのでしょうか。

○中央図書館

中央図書館から学校へお知らせをして、生徒や保護者の方に来ていただいているいます。

○今村委員

第三次計画という事で中長期的な6か年計画となっている。子どもたちの将来を見据えた育成計画は素晴らしいが、たくさんある項目のすべてを実現することは可能なものでしょうか。

○中央図書館

中央図書館だけでなく、健康づくり課やこども育成課などいろいろな部署と協力しながら事業を実施していくことを考えております。ボリューム的に項目が多くなっておりますが、計画の推進に向けて努力してまいります。

○阿部副会長

説明の中で、令和3年から令和8年と期間の説明がありましたが、概要版にはその記載がないので、追記していただければと思います。またその上で、なぜ6年間という期間なのかお伺いしたい。

○中央図書館

復興総合計画の期間の終わりに合わせる形で期間を設定すると、少し短すぎるので、次を見越して6年という期間で計画策定をしております。国や県

の計画については概ね5年となっており、その期間より少し長めにはなりますが、途中で出てきた課題や方針を第4次の計画にリンクしていければと思っております。

○阿部副会長

期間が長すぎるよりは短い方がよいと思うのですが、節目節目で見直しは行われるのでしょうか。

○中央図書館

全体的な見直しは難しいと思いますが、部分的にはその時の状況に合わせて見直しを図りたいと思います。

○阿部副会長

現実の数値を見て、毎年検証をしながら、見直しをしていった方がよいと思います。

○会長

他に意見・質問はありませんか。それでは報告事項④を終了します。

報告事項⑤

小高診療所の整備について

○会長

次に、報告事項⑤『小高診療所の整備について』を議題といたします。担当課の説明をお願いします。

小高診療所 資料6により説明

○会長

それでは、只今の説明について意見又は質問があれば、お願いいいたします。

○今村委員

資料6-2 小高診療所整備箇所の資料について、緑の線で囲われた土地（3-1）については購入するのでしょうか。赤い線で囲われた土地の、市有地以

外の土地についてはどうするのかお伺いしたい。

○小高診療所

緑の線で囲われた土地については、すでに売買契約は締結しており、所有権移転登記の手続き中となっております。赤い線で囲われた私有地については、工事完了後に、持ち主にお返しします。入院病棟についても、青い線で囲われた市有地内に建設します。

○会長

既存の建物が地番13-2の位置にあるとすれば、その既存建物と入院病棟を含めて敷地面積5505.87m²の整備としたときに、既存建物は残るので、実際に使われる敷地面積は5505.87m²ではなく、また、資料6-1の2ページに記載されている建設に係る事業費の金額とあわないのでないか。

○小高診療所

資料に記載させていただいた事業費については、あくまでも新診療所の建設の施設整備の事業費となっております。

○今村委員

資料6-2の小高診療所整備箇所図を見ると、16-1だけ市有地が飛び地になっているが、その土地については今後どうする予定なのか伺いたい。

○小高診療所

現在検討中ですが、入院病棟ができた際には5,505.87m²の敷地外に職員駐車場を設けることも考えておりますので、こちらの16-1の土地についてはそのような利用方法もあると考えております。

○小林委員

市有地以外の返還予定の土地については、所有者の方が「売らない」と言っているわけでなく、市の方針として「買わない」という事ですよね。

○小高診療所

市として5,505.87m²の診療所を建設するとした中で、そのような方針となりました。

○堀内委員

敷地内に小高調剤薬局を置くことを検討していただきたい。同敷地内に調剤薬局がある方が、利便性が上がると思います。小高調剤薬局さんの意向も踏まえて検討していただきたい。

○小高診療所

お意見承りまして、小高調剤薬局の移転については建物の整備等も必要になってきますので、検討させていただきます。

○会長

他に意見・質問はありませんか。それでは報告事項⑤を終了します。

4. その他

○会長

次に、その他「次回会議開催について」を議題といたします。第6回として1月18日（月）午後2時開催、場所は浮舟文化会館を予定しています。詳細が決まり次第、事務局は連絡をお願いします。

他に質問のある方はいますか。

○事務局

前回の地域協議会でいただいたご質問等について、回答をさせていただきます。

交流センターのかまどベンチについて、雨の時や、夜間に使えない。屋内で炊き出しができる場所を整備してほしいという件についてです。市としては災害時のためにクラッカーや白がゆ等を備蓄倉庫に備蓄しており、一次的にはそれらの食料を配布することになっております。また二次的には災害協定を締結しているダイユーエイトやフレスコキクチなどから食料品を調達し配布することになっております。三次的には、大規模な災害において、炊き出しのできる施設において、女性消防隊や小高区赤十字奉仕団の協力得て炊き出しを実施することとなっております。

地域の高齢者のために、ふれあい広場を避難所として利用できないかというご質問ですが、洪水ハザードマップを確認したところ、ふれあい広場が0.5mの「浸水区域」となっており、また平屋建てのため垂直避難ができないことから、市が避難所として指定することはできません。しかし、

危機管理課としましては浸水地域でない地域について、行政区から「公会堂を地区の避難所としたい」との申し出があった場合、地域の自主的な避難所として位置づけ、食料の配布ができるようになるかどうかという事を、検討しております。

区役所前の道路にダンプが連なっているので、間隔をあけて欲しいという件について環境省に確認しました。小谷の仮置き場から東部の仮置き場に資材や遮蔽土を搬送しておりますが、現場では1分～8分の間隔をあけて出発をしているようです。しかし、県道中ノ内小高線と県道浪江鹿島戦がぶつかる交差点の信号待ちで詰まってしまうのではないかという事で、今後検討していきたいとの回答がありました。

○市民総合サービス課

引き続き、市民総合サービス課より前回の地域協議会の時にいただいたご質問等について、回答をさせていただきます。

県道幾世橋浪江線にかかる補修要望箇所の件については、県にこちらの補修について申し入れをしたところでございます。

次に、ゴミステーション設置の企業への働きかけについてです。リサイクル活動事業を実施している企業については、セブン&アイグループ・イオングループ・ツルハドラッグ・フレスコキクチがあり、南相馬市内ではイオンスーパーセンター南相馬店・ツルハドラック原町中央店・フレスコキクチ北町店（月に1回のみ）で実施しております。ツルハドラッグでは古紙のみ、イオンではペットボトル・牛乳パック、フレスコキクチはペットボトル・牛乳パック・食品トレイのリサイクルを行っており、それぞれ専用のシステムを導入してポイントカードにポイントを付与しております。これらについては、リサイクルに対するそれぞれの企業方針のもと実施している為、共通のシステムの導入やその後の維持管理の費用等も考えると、市の方から共通のポイント制度の導入を働きかけることは、難しいと考えております。市としては、今後もリサイクルに対する市民意識の向上を図ることは大切と考えておりますので、ゴミの集積所への報償金や資源ゴミ回収団体への報奨金を働きかけ、活動の支援をしていきたいと思っております。

○小林委員

駅前通りの県道の歩道のラバーはいつ交換していただけるでしょうか。市道については修理していただいたのですが、県道の方はラバーが切れていたりして危険なので、修理の要望をお願いします。

○会長

先ほどのリサイクルの件ですが、南相馬全体で20%程度しかできていない状態です。現状、1人あたり1トン近くゴミを出しています。リサイクルをすることによって生ごみなどが減ってくると思います。

○会長

他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ、以上を持ちまして小高区地域協議会を終了いたします。ありがとうございました。

5. 閉会

令和2年度第5回小高区地域協議会会議録

会議録署名人

飯塚 宏

会議録署名人

室原 真二